

元経営第1441号  
令和元年10月9日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底  
及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（10月8日12時）によると、大型で猛烈な台風第19号は、8日12時にはマリアナ諸島にあって、今後、北西に進み、非常に強い勢力で11日頃に大東島地方に接近した後、日本の南で次第に北よりに進路を変え、暴風域を伴って12日から13日にかけて、本州、四国、九州にかなり接近する予報となっており、暴風、大雨等による農作物等への影響が懸念されるところです。

また、今後も台風の接近や上陸に伴う暴風及び大雨等による被害の更なる発生も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け元生産第1022号及び元政統第1025号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が発出されました。内容は、農業経営者ごとに、どのような対策を採るべきかが整理されたものであり、農業経営収入保険の被保険者が農業収入の確保を図る上で重要なものと考えています。

つきましては、貴職におかれましては、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えて周知されるようお願いいたします。

元経営第1441号  
令和元年10月9日

都道府県主務部長 殿

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底  
及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（10月8日12時）によると、大型で猛烈な台風第19号は、8日12時にはマリアナ諸島にあって、今後、北西に進み、非常に強い勢力で11日頃に大東島地方に接近した後、日本の南で次第に北よりに進路を変え、暴風域を伴って12日から13日にかけて、本州、四国、九州にかなり接近する予報となっており、暴風、大雨等による農作物等への影響が懸念されるところです。

また、今後も台風の接近や上陸に伴う暴風及び大雨等による被害の更なる発生も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け元生産第1022号及び元政統第1025号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、貴管内の農業共済組合に対して、機会を捉えて組合員へ周知するよう指導をお願いします。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合が、JA等と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

元経営第1441号  
令和元年10月9日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保 険 課 長  
保 険 監 理 官

台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底  
及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（10月8日12時）によると、大型で猛烈な台風第19号は、8日12時にはマリアナ諸島にあって、今後、北西に進み、非常に強い勢力で11日頃に大東島地方に接近した後、日本の南で次第に北よりに進路を変え、暴風域を伴って12日から13日にかけて、本州、四国、九州にかなり接近する予報となっており、暴風、大雨等による農作物等への影響が懸念される場所である。

また、今後も台風の接近や上陸に伴う暴風及び大雨等による被害の更なる発生も懸念される。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け元生産第1022号及び元政統第1025号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が発出されたので、貴職におかれては、貴管内の農業共済組合等に対して、機会を捉えて組合員等へ周知するよう指導をお願いします。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等がJA等と連携しつつ、組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴道県主務部長宛て通知したので、御了知願いたい。